

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年7月31日

【会社名】 松井証券株式会社

【英訳名】 MATSUI SECURITIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和里田 聡

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03(5216)0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役法務・コンプライアンス部門担当役員 雑賀 基夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03(5216)0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役法務・コンプライアンス部門担当役員 雑賀 基夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2023年7月11日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する旨の取締役会決議に関する臨時報告書の内容につき、「発行価格」「発行価額の総額」が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

（注）訂正箇所には_を付しております。

（2）発行価格

（訂正前）

新株予約権1個と引換えに払い込む金額（以下、「払込金額」という。）は、割当日における公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより算出した金額）とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当対象者である取締役が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の払込請求債権とを割当日において相殺する。

（訂正後）

・2026年7月29日から権利行使可能となる部分

新株予約権1個当たり63,800円（1株当たり638円）

・2027年7月29日から権利行使可能となる部分

新株予約権1個当たり62,300円（1株当たり623円）

・2028年7月29日から権利行使可能となる部分

新株予約権1個当たり60,800円（1株当たり608円）

（3）発行価額の総額

（訂正前）

未定

（訂正後）

115,125,900円

以上